

京都市ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（以下「ケアラー支援条例」という。）第6条に掲げる事業者の役割を各事業者が果たすことができるよう、市内の事業者に福祉制度の周知啓発を図る活動に対する補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 ワーキングケアラーとは、ケアラー支援条例第2条第1項第2号に定めるケアラーのうち、就労している者をいう。
- 3 事業者とは、ケアラー支援条例第2条第1項第4号に定める事業者のうち、主として中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 4 ワーキングケアラー支援とは、ケアラー支援条例第6条第2項の規定に基づき、事業者がその雇用者に対して行うべき支援をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、ワーキングケアラー支援の活動を促進することにより、仕事と介護の両立に悩むワーキングケアラーの負担を軽減し、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目的として交付する。

(交付対象法人)

第4条 補助対象となる団体は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす法人とする。

- (1) 京都市内に主たる事務所を有すること
- (2) 介護保険制度等の福祉制度に関する知識を十分に備えていること
- (3) ワーキングケアラー又は事業者に対して、ワーキングケアラー支援に関する福祉制度及び関連施策の提供等を円滑に行える能力を備えていること
- (4) 暴力団等や、その統制下の団体でないこと

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ワーキングケアラー又は事業者に対する、ワーキングケアラー支援に関する広報啓発、介護保険制度等に関する制度周知、仕事と介護の両立に関する事例の紹介及びこれらに関する研修の実施等
- (2) ワーキングケアラーを取り巻く状況や求められる支援内容の把握のための調査等
- (3) その他、ワーキングケアラー支援のために必要な事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助事業等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くこととする。

- (1) 人件費（給料、報酬、扶養手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当及び法定福利費に限る。）
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費

(補助金の交付額)

第7条 市長は、補助対象経費に1/2を乗じた金額を交付できる。ただし、交付額の上限は20万円とする。

- 2 前項の規定により得た金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 条例第9条に規定する申請は、ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書（第2号様式）を添付して行わなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、第8条に定める申請の内容を審査し、交付の可否及び交付予定額を決定し、ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金交付決定通知書（第3号様式）をもって、申請者に通知する。

- 2 交付決定に当たっては、予算の範囲内において行うものとする。

(標準処理期間)

第10条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業の条件等)

第11条 交付対象法人が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 条例第11条第1項第2号の規定により、補助事業等中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

(変更交付決定通知)

第12条 市長は、前条第1項第1号に規定する変更の申請があった場合は、補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、変更を決定し、変更交付決定通知書（第5号様式）をもって、申請者に通知する。

(実績報告)

第13条 交付対象法人は、事業完了後、条例第18条の規定により、ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金実績報告（第6号様式）に事業実施概要及び収支決算書（第7号様式）を添付して、当該年度の3月末日までに京都市長に提出するものとする。

2 市長が定める事業実績報告への添付資料として以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 本事業実施に係る経費支払書（領収書等）
- (2) チラシ、プログラム、記録写真、出版物等
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

3 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、申請者から報告を求めることができる。

(補助金額の確定通知)

第14条 市長は、条例18条の規定による報告の内容が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、交付額を決定し、交付額確定通知書（第8号様式）をもって、申請者に通知する。

(補助金交付の時期及び請求)

第15条 申請者は、前条による補助金額の確定後、市長に対し請求するものとする。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助金の交付を受けたものが、交付申請及び実績報告等に偽り、その他、不正の行為があったときは、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(補則)

第17条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、所管部長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する

第1号様式（第8条関係）

ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地（主たる事業所）	法人等の名称及び代表者の氏名 担当者 電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。	
費用の総額	円
交付申請額	円

事業計画書及び収支予算書

1 事業計画書

事業目的・目標	
具体的な事業内容	
事業スケジュール	4月
	5月
	6月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月
	12月
	1月
	2月
	3月
これまで実施してきた福祉的活動	

2 収支予算書

収入		支出	
法人負担額		人件費	
本市補助金額		報償費	
その他		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
収入合計		支出合計	

ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金交付決定通知書

様

京 都 市 長
(担当：)

年 月 日に申請がありました補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 交付の可否 交付 不交付（理由 ）

2 交付予定額 金 円

4 交付条件

- (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 条例第11条第1項第2号の規定により補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が当該年度内に完了しないとき、又は事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (7) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなく

なります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

変更交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 担当者 電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により、ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金の交付申請について、以下のとおり変更します。

変更前	変更後

(添付資料) その他必要な資料

変更交付決定通知書

様

京 都 市 長
(担当：)

年 月 日付けで変更交付申請がありましたワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由 ）
- 2 交付予定額 金 円
（変更前） 金 円
- 3 支払条件
- 4 交付条件
 - (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 条例第11条第1項第2号の規定により補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が当該年度内に完了しないとき、又は事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (6) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
 - (7) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金実績報告

(宛先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 担当者 電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、実績を報告します。	
費用の総額	円
交付申請額	円

事業実施概要及び収支決算書

1 事業実施概要

事業実施状況	4月
	5月
	6月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月
	12月
	1月
	2月
	3月
事業実施による効果	

2 収支決算書

収入		支出	
法人負担額		人件費	
本市補助金額		報償費	
その他		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
収入合計		支出合計	

京都市指令 第 号
年 月 日

交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当：)

年 月 日京都市指令第 号により、(交付決定・変更承認)したワーキング
ケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進補助金について、年 月 日付
で提出された実績報告に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交付額 金 円

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。